

## 管内情勢

士別地方消防事務組合消防本部所在地の士別市は、旭川市から北へ約50km、日本最北端の高速道路ICが存在、冬季は積雪が1mを超える豪雪地帯で、組合内に国内最寒記録氷点下41.2℃を記録した幌加内町もあり、夏冬の寒暖差は70℃となる北海道の中でも有数の気象状況の変化が過酷な地である。

その寒暖差を活かした自動車メーカーの試験場や、国内外タイヤメーカーによるスタッドレスタイヤの寒冷地テストセンターが存在し、農業を基幹産業とした北海道ならではの地域である。

当消防本部は、1市3町で構成され、管内人

口は約25,000人の小さな組合であるが、管轄面積は2,241km<sup>2</sup>で、沖縄県全土と同等程度の広大な管轄面積を有している。

## 消防本部の組織と予防業務体制

当消防組合は、1本部・1署・3支署、1支所で職員数は100人で組織されている。

予防業務体制は、消防本部に消防課を置き専従職員を配置、消防署及び支署には隔日勤務による予防担当職員を配置している。

本部消防課では、管内の延べ面積500m<sup>2</sup>を超える防火対象物の消防同意事務をはじめとし、危険物施設等許認可事務を行っている。

違反処理においては、署・各支署が警告までを担当し、それ以降の処理を要する案件の場合は、署・各支署からの報告により消防本部消防課が事務を行うこととなっている。

## はじめに

「危険物施設違反処理マニュアル」(「現・危険物施設違反処理標準マニュアル」)が平成14年10月に確立された後、各消防機関において本マニュアルを基本とした違反処理が遂行されているのか甚だ疑問があった。

それは当消防本部と同規模または近隣の消防機関との意見交換会において、とりわけ中小市町村で構成されている小規模消防組合は、消防職員と事業主などが普段から「顔の見える関係」であるため違反処理に着手できない(しづらい)という実態が浮き彫りになったからである。

当消防本部も例外ではなく同様の懸念があり、違反処理をすると個人的に不利益を被ると考えている職員が多いと思われた。

違反処理のうち「命令」までは、各消防本部も遂行していると思われるが、「告発」となると刑事罰が伴うことから、ことさら足踏みしてしまう消防機関が多いと考えられる。

しかしながらマニュアルが確立された背景には、「罰則を与えるのではなく、早期是正を促すこと。」という目的があり、同マニュアルには「告発すべき事案」として明記され、さらに刑事訴訟法第239条第2項には公務員の責務であると定められている。

今回当消防本部が危険物漏洩事故をきっかけとした「告発」という見えない壁を越えた事例を紹介する中で、違反処理は最終的に住民の安心安全を守る手段であることを認識していただくと良いと思う。

## 事例紹介

今回紹介する事例は、危険物施設における無資格者による取り扱いで漏洩事故が発生し、さらに近隣河川へ危険物を流出させ住民に危険と不安を与えたもので、当消防本部初めての告



相関図と施設の概要

発事例である。

告発にあたり、消防署の担当者及び本部職員で協議を重ね、さらには捜査機関である地元警察及び方面本部担当刑事(以下「捜査機関」という。)とも10回以上に及ぶ打ち合わせ、違反条項精査を行ったが、告発事案が管内初であったことから当然のごとく経験や専門的知識もなく、主としてマニュアル及び関係図書を参考にした。

違反処理アドバイザーに助言を求めたものの、アドバイザー自身も告発事案を手がけたことがないとのことで、手順等を模索しながらの処理となった。

## 事故の概要

本事例は親会社Aが許認可を受けた自家用給油取扱所に備え付けの軽油用固定給油設備において、グループ会社Bに所属する危険物取扱者の資格のない従業員Cが親会社である許認可を受けたA社の移動タンク貯蔵所を使用し上部天蓋2箇所を開放、そこに自動閉鎖ピストルノズル2本を「開」で固定し注油充填行為をしている状態でその場を離れ、適正な監視を怠り危険物を漏洩させた。

関係者による消防通報にて臨場し現場調査及び見分したところ、敷地内漏洩はもとより、危険物は直近雨水井を経て近隣河川へ流出してお

# 危険物違反処理 事故発生から「告発」までの道のり 告発する勇気が住民の安心安全を確保する!

士別地方消防事務組合消防本部 消防課長 高畑 修

消防本部新庁舎(令和2年4月完成)



## 違反是正

り、計量器メーター等から換算し、流出量は約2,000リットル超と推定され、住民の飲料水として取水している河川であったため社会的影響が大であると判断。口頭にて消防法第12条の3に基づく「緊急使用停止命令」を発令した。

その後の調査で、当該給油取扱所及び移動タンク貯蔵所の施設をA、B法人で供用する行為が恒常的に行われていたが、親会社Aの保安監督者Dは、実態を把握していなかったことが発覚した。

また、法人Bは危険物施設の許認可を受けておらず、A事業所の施設を供用する協定も締結していなかった。

A社及びB社は恒常的に施設供用をしていた事実があったものの、運用上の違反であり立入検査等で覚知することは困難であったことから、今回その使用実態については事故発生の際に発覚したものである。

当該事故は、相関が複雑な貯蔵、取り扱い及び移送（すべて無資格）の際に発生した漏洩事故事案であり、親会社Aとグループ会社Bの法人2社と、B社の無資格従業員C、A社の保安監督者D並びにAB両社の代表者EFによる組織的な違反が推察されたため、重大かつ悪質な事案と判断し告発に向けた調査を実施することとした。

### 違反処理を前提とした調査事項

#### (1)事故が発生した原因を考察

- ①許可で認められていない移動タンク貯蔵所へ充填行為を行っていた
  - ・固定給油設備を用いて指定数量以上の充填行為をすることは禁止
  - ・グループ会社等による施設供用は原則禁止
- ②無資格者による安易な行動、あるいは組織等による教唆があったか
  - ・監視の怠り・危険物専門知識の欠如

自家用給油取扱所の要件は「給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車又は原動機付自転車に給油する自家用の給油取扱所とする。」（危険物の規制

に関する政令第17条第3項第6号及び危険物の規制に関する規則第28条第1項）と定義されており、当然のごとく移動タンク貯蔵所への充填行為は認められておらず、さらに施設の供用についてはグループ会社といえども当該要件に照らし合わせると認められるものではないと判断される。（平成31年4月19日消防危第81号問11に当てはまらない事例）

さらにB社は、自らの業務にあたり相当の施設を設置することなく、親会社で許認可を受けている危険物施設と正当な業務委託契約も締結せず、かつ親会社施設の危険物取扱者の立ち会いもなく不当に危険物を取り扱っていた、と解釈できる。

#### (2)実況見分及び証拠の収去

事故の発生状況、命令、告発、危険物取扱者免状の減点など、その後の違反処理を念頭に、次のとおり実況見分を実施した。

- ①事故に至った状況及び経過
  - ・充填注油行為の再現写真記録
- ②証拠の収去
  - ・固定給油設備のPOS管理システムの記録
  - ・入出荷伝票の収去
  - ・危険物の収去（該当タンクから）
  - ・監視カメラの映像確認と録画データの収去
- ③流出油量の推定及び漏洩範囲の調査
- ④近隣火災危険の有無の調査

見分を終え、事前に役割分担をし、見分内容の漏れや重複のないように態勢を整えておく必要があると感じた。



再現見分の様子

#### (3)関係者への質問聴取

- ①危険物を取り扱った者（無資格の従業員C）
  - ・違反の認識について、なぜ無資格で作業したか
- ②保安監督者D
  - ・無資格者による危険物の取り扱いを認識していたか
- ③その他関係者（従業員Cの属する法人代表者）
  - ・なぜ無資格者に作業させたか

どのような事案対応でも同様であるが、事故発生から期間を置くと供述が曖昧になったり、事実が操作される可能性があるため、可能な限り回数を少なく、かつ早期に実施すべきである。

また、複数の証言者がいる場合、供述内容にそれぞれ齟齬（食い違い）があっても、その事実の真偽を追求しない。あくまでも供述を記録するのみで、誘導とみなされる質問は行わないことが重要である。

供述に齟齬がある場合については、その事実について捜査機関へ情報提供する。

消防は捜査権を有しておらず、質問権及び調査権の行使のみであるため齟齬の検証については限界がある。

#### (4)現場での必要な措置命令

本事案では公共の安全の維持又は災害発生防止のため緊急の必要があると認め緊急使用停止命令を口頭で発令したが、現場で即時発令する命令要件については十分な知識を得ておく必要がある。

- ①法第12条第2項  
製造所等の位置・構造及び設備の基準適合命令  
※法第10条第4項違反が認められる場合
- ②法第12条の2第1項及び第2項  
製造所等の使用停止命令  
※法第11条、第12条、第13条、第14条の該当違反が認められる場合
- ③法第12条第3項第1項  
製造所等の緊急使用停止命令  
※公共の安全の維持又は災害の発生防止のため緊急の必要があると認めるとき
- ④法第16条の3第3項及び第4項危険物施設についての応急措置命令  
※法第16条の3第1項の応急の措置を講じていないと認めるとき



消防内部精査の様子

- ⑤法第16条の5資料提出命令・報告徴収命令  
※火災予防のため必要があるとき。証拠の保全が必要と判断した場合

#### (5)消防法違反条項の精査

関係法令及び参考図書等を活用し、当消防本部では次の違法性について精査した。

- 従業員C
  - ①無資格による危険物の取り扱い（法第13条第3項違反）
  - ②無資格による危険物の移送（法第16条の2第1項違反）
  - ③取り扱いの技術上の基準（法第10条第3項違反）
- A社の保安監督者D
  - ①保安監督の責務（法第13条第1項違反）
- A社（施設設置者）
  - ①無許可取り扱い（法第10条第1項違反）
  - ②取り扱いの技術上の基準（法第10条第3項違反）
- B社
  - ①無資格による危険物の取り扱い（法第13条第3項違反）共犯
  - ②無資格による危険物の移送（法第16条の2第1項違反）共犯
  - ③取り扱いの技術上の基準（法第10条第3項違反）共犯
  - ④無許可取り扱い（法第10条第1項違反）共犯

#### (6)捜査機関との協議

関係文献によると、捜査機関は比較的「告発」を嫌がる傾向があるようだ。

理由としては、「①不起訴処分を敬遠する。②前例のないことを嫌う。③特異事例を作りたい」と感じている。

くない。④消防法を理解していない。」という捜査機関視点によるものようだ。

しかしながら、本事例については捜査機関においても、違法性が高く極めて悪質な事件であると判断され、違反処理に対しても積極的で、消防が「告発」せずとも独自捜査にて立件すると伝えられたが「消防法違反の原点は消防にあり！」この信念により「告発書」をもって「告発」することを意思伝達した。

本来であれば、マニュアルの「告発すべき事案」に該当する違反について、全て列記して告発すべきと考えたが、最終的には捜査機関と担当検事間での協議により、各種違反の構成事実はあるが、多数の法令違反を送検しても部分的に不起訴となるケースがあることから、確実に立件が可能であり、かつ罰則が一番厳しい消防法第10条第1項（無許可取り扱い）違反を立件し、被告発人に対して上限の厳罰を与えることが妥当であろうと判断され、消防法第10条第1項（無許可取り扱い）違反のみで立件するという結論で決定した。

検事と直接協議をしていた捜査機関が立件について最終決定することとなった点が消防として不本意であったものの、これについてはお互いに置かれている立場を考慮し、やむを得ないものとして納得した。

立件確定までの経過の中で、消防法解釈に難儀した点があり参考として明記する。

当初、捜査機関においては消防法第10条第1項の無許可貯蔵取り扱いではなく、法第11条の設置変更の違反ではないかという疑義があった。

注油または充填ができるように施設変更を申請し許可を受けていれば適法なのではないかという観点からの疑義であった。

参考図書や質疑応答では「許可範疇を逸脱した貯蔵取り扱いは無許可貯蔵取り扱い（消防法第10条第1項）違反を構成する。」とされていたものの、消防法第10条の条文中「製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれ（危険物）を扱ってはならない。」と定められており、事故が発生した場所はまさに許認可を受けた「取扱所」であるため、その疑義については判断に逡巡した。

道路交通法に置き換えて「普通自動車運転免許を所持しているものが大型車を運転した場合が無免許となるのではないか？」と例示してみたものの、道路交通法では無免許についての条文が明確にされているという一方で、消防法はそれがピンポイントで明記されていないことから法の解釈のみで立件できるかどうか不明確で、検事の判断により不起訴となることが懸念されるため、明確に「無許可貯蔵取り扱いはこのような状態を云う。」と条文化された資料が欲しいとのことであった。

各種法令を読み尽くしたが、明確に条文化されているものはなく、最終的には、質疑応答や過去の事例、判例などの資料を寄せ集め資料として添付することで納得していただいた。消防法特有の書き方である「禁止の解除」という法構成が解釈を複雑にしていると感じた。

## (7)違反処理の確定

従業員C及びA社  
無許可取り扱い(法第10条第1項違反)「告発」  
A社の保安監督者D(警告)  
保安監督者としての責務  
(法第13条第1項、政令第31条第1項、規則第48条違反)  
B社(警告)  
A社のグループ会社のため、親会社のみ告発対象とする。

消防が精査したその他の違反事実については「警告事項」として警告書を交付することとした。

## 他の危険物施設に与えた影響

小さい市町であるゆえ、他の危険物施設に与える影響は大きく、新聞報道等はされていないにもかかわらずクチコミで告発事実が広がり、消防が把握できていなかった許可範疇を逸脱して貯蔵取り扱いを行っていたと思われる施設が、専門業者とともに施設変更の相談に来署するなど適正に対応がなされ、住民の安心安全を確保する目的を達成でき総体的には良い結果をもたらしたと考える。

当然のことながら、「告発」の違反処理に従事

した私自身はじめ担当した同僚への不利益は生じていない。

## 「使用停止命令」の解除にあたって

(ア)河川流入した油分の完全処理完了により原状回復が完了した旨、河川管理者から通知  
(イ)保安監督者Dから、違反に対する再発防止対策書が提出され受理。警告した違反内容について、A事業所及びB事業所から改善書が提出され受理  
(ウ)無資格取扱者Cから警告書に対する反省文が提出され受理  
さらに  
(エ)A社の自家用給油取扱所については、本来の社用車給油にのみ使用することで改善  
(オ)A社の移動タンク貯蔵所への充填は、市内の他事業所の充填一般取扱所と協定を締結して運用することで改善  
(カ)無資格取り扱いをなくすため、職場安全大会を実施するなど管理権限者による無資格取り扱いに対する管理の徹底と管理を実施

以上のことから合法かつ適正に改善され、安全が担保されたものと認め緊急使用停止命令を解除して差し支えないと判断したが、捜査機関において消防法令違反以外の事件として捜査している可能性もあることから、証拠保全等を勘案し、捜査完了の確認をとった後に解除することとした。

使用停止命令解除の際には、捜査機関との綿密な連絡調整が必要である。

## おわりに

当消防本部の違反是正として初の告発事案であり、率直な感想として関係法令等の解釈に翻弄させられた部分もあったが、一方で日頃の消防規制についての無知を痛感させられた。

無知であるがために、反省点が多々残った事案となったものの、今後の事務規制には十分役に立つ反省であり、かつ自分自身をはじめ職員の知識向上・スキルアップの機会となった良い経験であったと感じている。

「告発」は勇気のいる業務と思われがちで敬遠され、警告で処理している消防機関も多いとは



北海道消防学校講義の様子

思うが、策定された「危険物施設違反処理標準マニュアル」が無意味なものとならないよう、また、違反処理は最終的に住民の安心安全の確保には避けて通れない道であることを念頭に、勇気を持つことで越えることができる、越えるべき壁であると感じた。

今後についても適切な違反処理遂行のため、本事案で得た経験を活かし、職員の違反是正に対する意識改革に取り組みながら危険物規制事務へとつなげていきたい。

本事例については、数少ない「告発」事例として、北海道消防学校専科教育危険物科の教育カリキュラムとして取り入れられ、道内消防機関の職員に対し講義を実施した。

このような機会を設けていただいた上司、同僚はじめ関係機関の皆様へ感謝申し上げますとともに、本情報が広く伝わり少しでも役に立ち、「告発」に対し躊躇することなく、与えられた業務を当たり前で遂行できるよう願うばかりである。

## 追記

令和4年3月30日付にて、管轄検察庁から告発人である当本部消防長宛に「処分通知書」が送付され、消防法第10条第1項違反として告発した法人A及び従業員Cが「起訴」となり、A法人に70万円、A法人の代表者に50万円、従業員Cに20万円の罰金が課され略式処分により結審となった。

実に、令和3年2月に告発してから約13カ月の期間を要し結審したものであり、長期に渡る審理期間を要するものであることを実感した。